

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)

図書館サービスと著作権

南 亮一 (国立国会図書館関西館)



このスライドはクリエイティブ・コモンズ表示-非営利4.0国際ライセンスの下に提供されています。

本日の構成

- 図書館と著作権との関係
- それぞれのサービスとの関係
 - 閲覧/上映、貸出し、複写、表紙の利用、お話し会などのイベント、視覚障害者サービス
- 「権利制限規定」が適用できないときは？
- 許諾が必要なときはどうする？
- 関連サイトなどのご紹介

図書館と著作権との関係

...

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)

図書館サービスと著作権

図書館と著作権との関係(1)

- 図書館は、資料（書籍や雑誌、新聞、文書類、音楽CD、DVDなど）や情報（インターネット、商用データベースなど）を集め、利用者に提供することなどを行っています。
- 提供などする対象となる、資料や情報には、大抵、「著作物」が掲載されています。
- 「著作物」≒小説、論文、楽曲、絵画、写真、地図、映画…

図書館と著作権との関係(2)

- 「著作物」≒小説、論文、楽曲、絵画、写真、地図、映画…
- これらには、「著作権」という権利が紐づいていて、それを作った人（著作者）にその権利が与えられています。
- このため、原則として、「著作物」は無断で使ってはいけないことになっています。

図書館と著作権との関係(3)

- 例外は3つ。
 - 1) 「権利制限規定」が適用できる場合
 - 2) 著作物の著作権の保護期間が満了している場合
 - 3) 使うものが著作権の対象ではない著作物である場合
- いずれかに当てはまれば、著作物を自由に使うことができます。
- ⇒図書館サービスではこれをフル活用！特に1)。

許諾が必要かの確認フロー



● 7

「著作隣接権」について

- 著作権法では、「著作権」とは別に、「実演」（演奏、歌唱、演技、演芸、指揮、演出…）、「レコード」、「放送」、「有線放送」を「著作隣接権」という権利で保護。
- 権利の働き方が「著作権」とほぼ同一で、放送番組やレコードを使う場合などだけにしか関係しませんので、今回は説明を省略します。

● 8

著作権 (著作者の権利)

著作権

著作隣接権

- 実演家の権利
- レコード製作者の権利
- 放送事業者の権利
- 有線放送事業者の権利

例) 歌が入ったレコードの複製著作
者 (作詞家・作曲家・編曲者)
+ 実演家 (歌手・演奏家) + レコ
ード製作者 (レコード会社) の許
諾が必要

本日はココは扱いません。

● 9

許諾が必要かの確認フロー



● 10

著作権法の解釈不要の場合

- 使用許諾条件が定められている場合
 - 商用オンラインデータベース など
 - (一定範囲での) 自由利用を許諾する表示がある場合
 - 文化庁の「自由利用マーク」 (ほとんどない)
 - クリエイティブコモンズ・ライセンス
 - EYEマーク
 - 著作権フリー素材など (「いらすとや」など)
- ※利用を制約する表示については基本的に従う必要はない。(例: 「禁無断転載」など)

● 11

著作権法の解釈不要の場合

商用オンラインデータベースの例

(例) 聞蔵IIビジュアル利用規約【公共図書館用】

2. 利用者は、認証端末における1回の利用につき、次の範囲でプリントアウトができますが、同一データを複数プリントアウトしたり、プリントアウトしたデータをさらに複製したりすることはできません。また、利用者が本項のプリントアウトを行う回数は、利用者お一人1日当たり2回までを限度とします。

(1) 見出しまでの検索結果: 最大1000件 (2) 記事本文 (テキスト・イメージ): 最大50件 (3) 人物データ: 最大50件 (4) 紙面イメージ: 最大50件 (5) 歴史アーカイブデータ: 最大50件 (6) 知蔵データ: 最大50件

● 12

著作権法の解釈不要の場合

自由利用を認める表示の例



複製等その他の理由で文字のままでこの本を利用出来ない人のために、視覚も目的とする場合を除き「録音複製」「点字複製」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社までご連絡下さい。

● 13

著作権フリー素材

例) いらすとや

<http://www.irasutoya.com/>

→ イラストのフリー素材



●

●

著作権フリー素材

ご利用について>いらすとや

<http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

ご利用規定

当サイトで配布している素材は、**個人、法人、商用、非商用問わず無料**でご利用頂けます。クレジットの表記、メールでの連絡など必要ありません。

著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、**著作権は放棄していません**。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

●

利用を制約する表示について

「不許複製」「貸し出さないで」「譲渡禁止」などの、利用を制約する表示が資料に付けられているとき、それに従わなければならないか？

これらの表示は、作者や発行元などの意思表示ですが、このような意思表示に拘束されるには、

- 1) 意思表示の合致（民法555条）
- 2) 一方的意思表示を有効にする定め（例：著作権法第32条第2項ただし書）

のいずれかが必要。

●

● 16

利用を制約する表示について

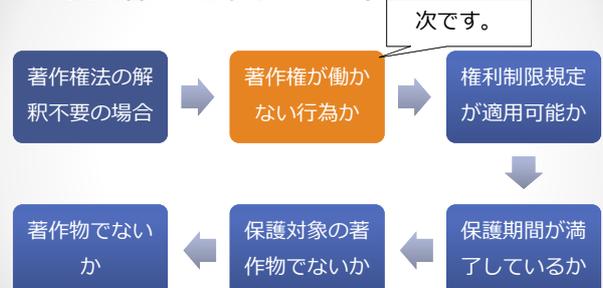
これらの表示は、これらの2つにいずれにも該当しませんので、効力を持ちません。

【参考文献】

- 著作権法令研究会編『著作権関係法令実務提要 I』第一法規，加除式，p.584.
- 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣，2014，p.425-426.

● 17

許諾が必要かの確認フロー



●

● 18

どういった場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作人権」と「著作権」に別れる。
- 著作人権

| 権利の名称 | 根拠条文 | 内容 |
|--------|------|---|
| 公表権 | 18条 | 公表するか否か、公表するタイミングを決定 ※日記、書簡の閲覧で関係 |
| 氏名表示権 | 19条 | 名前を出すか、出すならどういふ名前にするかを決定 |
| 同一性保持権 | 20条 | 題号や中身を無断で改変されない。 (やむを得ない場合は除く) ※複写の縦横比の変更などで関係 ※白黒コピーは「やむを得ない」 |

● 19

どういった場合に著作権が働くか

- 著作権

| 権利の名称 | 根拠条文 | 具体例 |
|--------|-------|---------------------|
| 複製権 | 21条 | コピー、デジタル化、録音録画など |
| 上演・演奏権 | 22条 | レコード再生など |
| 上映権 | 22条の2 | DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など |
| 公衆送信権 | 23条1項 | メール配信、放送、アップロードなど |
| 伝達権 | 23条2項 | 街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信 |
| 口述権 | 24条 | 朗読 |
| 展示権 | 25条 | (美術・未公表写真の) 展示 |
| 頒布権 | 26条 | ビデオソフトの貸出、新品販売 |
| 譲渡権 | 26条の2 | 新品販売 |
| 貸与権 | 26条の3 | 資料の貸出し (ビデオソフトを除く) |
| 翻訳・翻案権 | 27条 | 和訳、立体化、平面化、映画化など |

● 20

著作権が働かないのは？

- 紙の資料の閲覧サービス
- cf) マンガ喫茶の営業形態
- 新聞原紙から記事を切り抜き、スクラップ帳に貼付して閲覧に供する。
- cf) 新聞からコピーしたものを貼ると×
- 本の表紙カバーを外して新刊案内として掲示
- 本の表紙カバーを切り取ってしおりなどに作り替える。
- cf) 表紙を描いたり、コピーして活用すると×
- リンクを貼る。

● 21

それじゃどうして許諾要らないの？



● 22

それぞれのサービスとの関係

...

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)
図書館サービスと著作権

● 23

はじめに

- ここでは、「権利制限規定」について、それぞれのサービスごとにどのように適用されるかについて説明します。
- それぞれのサービスとの関係を説明する際に、それぞれのサービスごとの法改正の流れについて説明します。

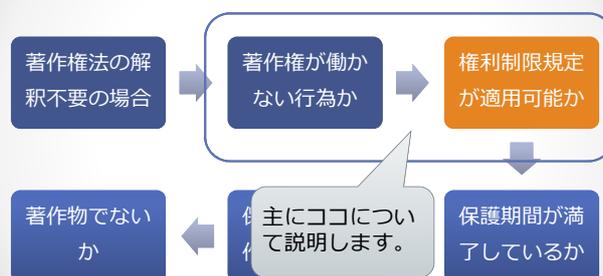
● 24

はじめに

- 「権利制限規定」：一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。

● 25

許諾が必要かの確認フロー



● 26

主な権利制限規定

| 名称 | 根拠条文 | 具体例 |
|-------------|---------|---------------------|
| 私的使用のための複製 | 30条1項 | ビデオ録画、模写、コンピコピーなど |
| 図書館等における複製 | 31条1項 | コピーサービス、保存のための複製など |
| 引用 | 32条1項 | 批評や紹介のために文章や絵などを掲載 |
| 授業のための複製 | 35条1項 | 学校の授業の教材にするための複製 |
| 点字による複製等 | 37条1・2項 | 点字図書や点字データの作成、送信 |
| 視覚障害者等への複製等 | 37条3項 | 録音図書・拡大本等の作成、ネット配信 |
| 非営利・無料の上映等 | 38条1項 | 非営利・無料による演奏・口述・上映など |
| 非営利・無料の貸与 | 38条4項 | 非営利・無料による貸出し |
| 翻訳・翻案による利用 | 47条の6 | 権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加 |
| 複製物の譲渡 | 47条の7 | 権利制限規定の目的内で譲渡OK |

● 27

はじめに

◆取り上げる図書館サービス

1. 閲覧／上映
2. 貸出し
3. 複写
4. 保存のための複製
5. 表紙の利用
6. お話し会などのイベント
7. 視覚障害者等へのサービス

● 28

1. 閲覧／上映

3つに分類できます。

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合
2. 音楽を聴いてもらう場合
3. 紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合

● 29

1. 閲覧／上映

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合
 - 「上映」（著作権法第2条第1項第16号）に該当。
 - 「上映権」（同第22条の2）の対象に。
 - 「非営利・無料」の上映（同第38条第1項）に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

● 30

1. 閲覧／上映

- 法2条1項16号
十六 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。
⇒映画の上映以外にも、画像ファイル（静止画）・文書などをモニターやディスプレイに映し出す行為も含まれます。また、AVブースで見せる行為も含まれます。
- 法22条の2（上映権）
「著作者は、その著作物を公に**上映**する権利を専有する」

● 31

1. 閲覧／上映

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、聴衆又は観衆から**料金**（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない**場合には、**公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することが**できる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
⇒この規定は閲覧サービス以外にも様々なところで適用される重要な規定です。
- 有料化すると許諾が必要に！

● 32

許諾が必要かの確認フロー



● 33

発展：上映会は？

- 法38条1項は映画の上映一般にも適用可能な条文ですが、上映会については制約が。なぜ？
- ビデオが普及した1990年ごろからビデオ業者や劇場主からクレームが発生し始めました。
- この対応のため、(社)日本図書館協会と(社)日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」(2001.12.12)を策定。
- 以後はだいたいこのガイドラインに沿った運用が行われています。(ビデオ・映画関係者との摩擦回避のため)

● 34

発展：上映会は？

- 「合意書」の内容
(i) 対象となる「上映」：上映会。館内視聴は対象外。
(ii) 対象となる資料：ビデオ、DVD。フィルムは対象外。
(iii) 内容：①「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。
・ 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定と思われます（詳細は利用条件をご確認ください）。
・ ⇒「著作権法の解釈不要の場合」へ！場合によっては許諾を取った方がよい場合もあります。

● 35

1. 閲覧／上映

- 2. 音楽を聴いてもらう場合
 - 「演奏」（著作権法第2条第7項）に該当。
 - 「演奏権」（同第22条）の対象に。
 - 「非営利・無料」の演奏（同第38条第1項）に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

● 36

1. 閲覧／上映

- 法2条7項
「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。
- 法22条（上演権及び演奏権）
「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する」

● 37

1. 閲覧／上映

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
- これについても、有料化すると許諾が必要に！

● 38

許諾が必要かの確認フロー



● 39

1. 閲覧／上映

3.紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合
⇒著作権は働きません！

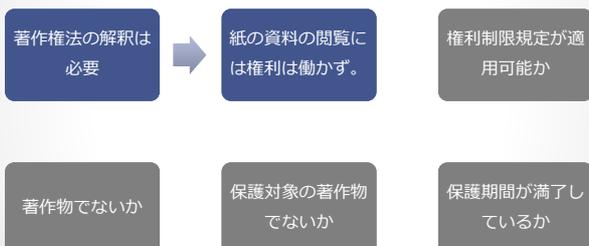
- 展示権：美術・写真の著作物の原作品のみ適用。
- 貸与権：施設外持ち出しの場合のみ適用。

典型例：まんが喫茶

2003年ごろ漫画家の団体がまんが喫茶を著作権で規制しようとしたがこの事実気付いたため取りやめたことが。（ゲームソフト、DVDソフト等は権利処理済）

● 40

許諾が必要かの確認フロー



● 41

2. 貸出し

- 貸出対象となる著作物が映画かそうでないかで変わってきます。
- 映画⇒著作権者（＝映画製作者、楽曲の著作権者など）の許諾が必要。
- それ以外⇒許諾不要。
- なお、有償で貸し出す場合は要許諾。

● 42

2.貸出し

- 法26条の3（貸与権）

「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

- 法26条（頒布権）

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

● ● 43

2.貸出し

- 法2条1項19号

「十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。」

● ● 44

2.貸出し

- 法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

- 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
- 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

● ● 45

許諾が必要かの確認フロー （映画以外の場合）



● ● 46

許諾が必要かの確認フロー （映画の場合）



● ● 47

2.貸出し

- 書籍・雑誌の付録CD-ROMやDVDの貸出中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。
ある⇒原則として貸出できない。
ない⇒貸出可能
いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！
⇒JEPaの「図書館館外貸出可否識別マーク」
<http://www.jepa.or.jp/imark/CDlogo.html>



● ● 48

3. 複写

- 「複製」（著作権法2条1項15号）に該当。
- 「複製権」（著作権法21条）が働く。
- 館種・サービス内容によっては「権利制限規定」が適用可能に。
 - 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館など
⇒著作権法31条1項1号
 - 学校図書館
⇒著作権法35条1項（先生や生徒の「手足」として）
 - その他適用可能なものも（行政・立法機関での内部資料：著作権法42条1項など）

● 49

3. 複写

- 著作権法2条1項15号
十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
イ・ロ 〔略〕
- 著作権法21条（複製権）
「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」
∴「権利制限規定」を適用しないと、著作者からの許諾が必要となる。

● 50

許諾が必要かの確認フロー



● 51

3. 複写

複写サービスに適用可能な権利制限規定一覧

| 条文番号 | 複写の主体 | 複写物の使用目的 | 複写対象資料 | 複写可能範囲 |
|------------|---------------|-------------|---------|--------------|
| 31条1項1号 | 公共・大学図書館等 | 調査研究 | 所蔵資料 | 原則として著作物の一部分 |
| 35条1項 | 授業を担任/受ける者(*) | 授業の過程における使用 | 制限なし(*) | 必要と認められる限度内 |
| 42条1項 | 限定なし | 裁判・立法行政内部資料 | 制限なし | 必要と認められる限度内 |
| 42条2項 | 限定なし | 特許・薬事関係手続 | 制限なし | 必要と認められる限度内 |
| (参考) 30条1項 | 複写物を使用する人 | 個人的・家庭内など | 制限なし | 制限なし |

(*) 学校図書館はこれらの者の「手足」としてのみ複写可。

● 52

3. 複写

- 公共図書館、大学図書館などの複写サービス

⇒著作権法31条1項1号を適用してコピーサービスを行うことが一般的。
（学校図書館には31条1項1号は適用されません！）

● 53

3. 複写

- (図書館等における複製等)
- 第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
- (以下略)

● 54

3. 複写

関係するガイドライン

- 日本複写権センター「複写に関するガイドライン（案）」（1993年6月17日）*URLは「抜粋」版
http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/ctosho/lib/topic/fuku_guide.pdf
- 「著作権法第31条に関する2つのガイドライン」（平成18年1月1日）
<http://www.ila.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>
 - 「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
 - 「複製物の写り込みに関するガイドライン」
- 全国公共図書館協議会「公立図書館における複写サービスガイドライン」（平成24年7月6日）
<https://www.library.metro.tokyo.jp/pdf/zenkouto/pdf/hukuyasabisu.pdf>

●55

3. 複写

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

●（以下略）

●56

3. 複写

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては」（その1）

公立図書館、大学図書館、国公立大学校図書館、国公立美術館・博物館・文書館の図書室、地方議会図書館（一般公衆の利用を認める場合のみ）、国公立研究所図書室（一般公衆の利用を認める場合のみ）等（令1条の3）

* 学校図書館、企業資料室等は含まれません。

●

●

3. 複写

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては」（その2）

図書館がコピーの主体であることを要求

→コイン式コピー機で利用者がコピーする場合、次の要件を満たす必要あり。（大学図書館は別）

①利用者は図書館に複写の申込みをすること、②図書館は申込みについて厳格な審査をすること、③複写後に申込み内容と合っているか厳格な審査をすること。

∴ 複写申込書を書いてもらう必要あり。

●

●

3. 複写

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」

◦ 複製しようとする施設の蔵書や保管資料を意味する。

∴ 他館借受資料やインターネットのHPは除外だが…

他館借受の「図書」については、①入手困難（物理的or予算的）、②蔵書構築方針から著しく例外のいずれかの場合は、例外的にOK。（「借受ガイドライン」）

●

●

3. 複写

- 「著作物を複製することができる」

31条で認められているのは「複製」だけ。

◦ 複製方法に制限なし。∴法的には、デジタルデータで渡すことも可能ですが…（流出を危惧する出版社団体からの反発が予想されるため、難しい?）

◦ メール送信やインターネット配信（=公衆送信）は範囲外。

●

●

3. 複写

- 「調査研究の用に供するため」
 - 1) 娯楽、出版、放映などを除外する。
 - 2) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究（得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など）も含まれる。
∴ 企業名を宛名とする領収書を発行しても構わない。

3. 複写

- 「著作物の一部分」
 - 「著作物の一部分」（≠「資料の一部分」）
- ∴ 論文集・短編集⇒論文・短編の一部分
写真集・画集・書集⇒写真や絵画、書の一部分
歌集・楽譜集・歌詞カード⇒1曲の半分
CDやレコードのジャケット⇒その半分
一枚ものの地図⇒地図の半分（国土地理院の地形図は全体OK）
住宅地図⇒見開きの半分（ゼンリン社の見解に基づく）

3. 複写

- 「著作物の一部分」
 - 「著作物の一部分」（≠「資料の一部分」）
- それでは、俳句や短歌、詩歌、辞典の1項目のような、1ページに満たないものは？
- 「写り込みガイドライン」により事実上その全部のコピーがOKとなっている。（楽譜、地図、写真集、画集、雑誌の最新号は除外）

3. 複写

- 俳句・短歌の一首、事典の1項目等の複写
「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成18年1月1日）を適用。

（複製物の複製）

3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ（以下「複製対象」という。）の複製を行うが、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（写り込み）については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。

⇒マスキングしなくてもマスキングしたことになりますよ、ということ。

3. 複写

- 「著作物の一部分」
 - 「著作物の一部分」
- 「…一部分とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる」（「著作権審議会第四小委員会（複写・複製関係）報告書」1976.9）

3. 複写

- 「（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部…）」
 - 「発行後相当期間」= 次号が出されるまで（発行後3カ月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後）
- * 大学図書館においては、各大学刊行の紀要の「発行後相当期間」の経過日を、各大学図書館で受け入れた日としている。
- 「発行後相当期間」を経過しない（= 最新号）の定期刊行物でも、半分まではコピーできるので、ご注意を!

3. 複写

「一著作物」の範囲

- 例えば、漫画一話、紙芝居、料理や手芸の実用書等の解説文や写真など、どこまでを1つの著作物と考えたら良いのか迷う場合がある。
- これについては、以下の4つの見解がある。
 - 最小表現説：表現の最小単位ごとに成立
 - 取引単位説：取引の単位となる表現のまとまりごとに成立
 - 表題説：1つの表題が付された表現のまとまりごとに成立
 - 作品説：1つの思想を表現した作品として完結性のある表現のまとまりごとに成立 ← 通説とされる。
- 作品説の立場に立つと、常識的な範囲に収まるのでは？

● 67

3. 複写

- 著作権法第31条第1項が図書館にコピーサービスを義務づけるものではないとする根拠

著作権法31条1号…は、…著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。

「多摩市立図書館事件判決」（東京地方裁判所平成7年4月28日判決）

● 参考）全公図「[複写サービスガイドライン](#)」2(6)

● 68

3. 複写

● 学校図書館の複写サービス

⇒著作権法35条1項を適用し、教員や児童生徒の手足としてコピーサービスを行うことが可能。

ただ、「授業の過程において使用する」ことが必要。

● 69

著作権法第35条第1項（授業等での複製）

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

●

●

著作権法第35条第1項（授業等での複製）

「学校その他の教育機関」：小中高大専門学校のほか、公民館・図書館・博物館、保育所も。

「授業」：教育課程で「授業」とされるもの。特別教育活動（文化祭、体育祭など）も含まれる。

「授業を担任」：教諭でなくてもよい。その授業を展開する人であれば。

●

●

著作権法第35条第1項（授業等での複製）

「著作権者の利益を不当に害する場合」：

- ✓ 授業で購入・借受での利用を想定しているものを購入等に代えてコピーすること。
- ✓ 本来の授業目的を超えた利用（必要な期間を超えた教室内や学校内の壁面への掲示等）
- ✓ 通常の1クラスの数+担任の人の和が限度。
- ✓ 鑑賞用に美術・写真を複製すること。
- …などなど。

●

●

3.複写

- 携帯電話等での所蔵資料の撮影
- 利用者が所持する複製機器（携帯電話のカメラなど）での複製（撮影も含まれます）には、著作権法31条が適用されず、著作権法30条1項（私的使用のための複製）の規定により、著作権者の許諾なしに行えると解するのが一般的。
- ただ、著作権者の経済的利益への配慮や利用者のプライバシー保護、静謐な利用環境の保持のために制限する図書館が多い。

参考）全公図「[複写サービスガイドライン](#)」3(4)

鍾水三千男「図書館はデジタルカメラによる複写希望にどう対応すべきか」カレントアウェアネス, 312, 2012-06-20.

●73

3.複写

著作権 なるほど 質問箱

著作権 Q&A

Q 図書館の利用者から、自己が所有するハンディコピー機やデジタルカメラを持参して当館の図書資料を複製したいとの相談がありました。著作権の問題はありますか。

A 利用者が違法に利用することを承知していながら複製を認めた場合などの特別な場合を除き、一般的には著作権の問題はありません。著作権法では、私的使用のための複製(第30条第1項)を認めており、個人的な利用目的で利用者が自己の機器を用いて著作物を自ら複製することは、著作権者に無断でできます。なお、著作権の問題とは別に、図書館の管理上の問題として、持ち込み機器によるコピーを禁止することができるのは言うまでもありません。

文化庁HP「著作権なるほど質問箱」掲載の問答

●74

4. 保存のための複製

- 著作権法第31条第1項第2号では、図書館等に対して「図書館資料の保存のための複製」を認める。
- 「損傷、紛失の防止等のため」と「記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのため」に行うことが可能。
- デジタル化により行うことも可能だが、用途は元の図書館資料で行い得た範囲に限定。

【参考文献】

「文化審議会著作権分科会報告書」平成29年4月, p. 122.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingij_0kokusho.pdf

●75

5 表紙の利用

- 原則として許諾が必要とされてきた。
- 2006年5月12日、児童書四社懇談会作成の「[お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について](#)」公表。児童書・絵本の表紙については「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等（ウェブサイト上含む）に、表紙をそのまま使用する場合、商品性を明示しているものとみなされ、慣行上無許諾で使用できる」と明示。
- 2009年法改正により、法47条の2が新設。
- 2017年10月、著作権情報誌『コピライト』同月号の「Q&A著作権相談」コーナーで、同条を表紙の利用に適用可能との見解が示された。

5. 表紙の利用 (続)

■風景の一部として写り込んでしまう場合は許諾不要（[著作権法30条の2](#)）

■佐賀県立図書館「児童書の表紙画像の利用についてのページ」https://www.tosyo-saga.jp/?page_id=190

■著作権法第47条の2の活用（後述）

■国立国会図書館サーチAPIの活用（後述）

■openBD APIの活用（後述）

<https://openbd.jp/>

●77

5. 表紙の利用

「写り込み」による利用（30条の2等）

- 写真の撮影、録音・録画の際、意図的でなく写り込んだ絵画や写真・映像、流れ込んだ音楽については、そのまま使ってもよい、としたもの。

⇒広報パンフ用の閲覧室の写真に「たまたま」資料が写り込んでいても気にする必要がない、という程度か？

* 「**写し込み**」（意図的に著作物を写し込む場合）やイラストを書くような場合には「**適用されない**」こととされています。

⇒展示会のポスターを作成する際に展示資料が写ることを意図して写真を撮影するような場合や、展示会ポスターに展示資料をイラストで描くような場合は含まれません。

●78

5. 表紙の利用

(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる。〔ただし書略〕
2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴って利用することができる。〔ただし書略〕

● ●79

5. 表紙の利用

■ 著作権法47条の2の規定を活用する方法

- 資料の貸出を周知するための表紙画像の使用
⇒ネットオークション等のための著作物の複製（[著作権法第47条の2](#)）の規定を適用することによって可能に。
【要件】
- (i) 実際に貸出対象となる現物資料の表紙を使うこと。
- (ii) 大きさの制約（紙：50cm以下、電子：32,400画素〔非プロテクション〕 or 90,000画素〔プロテクション有り〕）（[著作権法施行規則第4条の2](#)）

● ●80

5. 表紙の利用

■ 国立国会図書館サーチAPIの活用

http://iss.ndl.go.jp/information/2018/06/28_announce_jpro/

* 2018年7月から「出版情報登録センター」に登録されている書影をAPIにより図書館システムに取り込む。

* 具体的にどの資料の書影が取り込まれているかは「[国立国会図書館サーチ](#)」でご確認ください。

●

●

5. 表紙の利用

■ OpenBD

<https://openbd.jp/>

カーリルと版元ドットコムが共同で運営する、書誌情報と書影を自由に使える仕組み（APIで取り込む）。

書誌情報 970,623タイトル、掲載出版社29,547社、書影 500,634タイトルなど。（2017.5.30現在）

活用事例：野田市立図書館（試行）<https://www.library-noda.jp/opac/>

- 沢辺均「図書館のOPACなどで書影も利用が可能なopenBD」カレントアウェアネス-E, 327, 2017-06-22.
<http://current.ndl.go.jp/e1924>

●

●

6. お話し会などのイベント

お話し会などのイベントと著作権との関係について、以下の4つの事例を取り上げて説明します。

- ① 朗読
- ② 絵本を見せること
- ③ 伴奏への音楽の使用
- ④ ペーパーサート・エプロンシアター、触る絵本など、複製物の作成

●

● ●83

6. お話し会などのイベント

その前に…

基本的な考え方：

- 何かを作れば（コピー、模写、録音など）、「複製権」が働きますので、原則要許諾。ただし、許諾不要な場合も。
- 授業の一環で行えば、「授業のための複製」（著作権法35条）が適用され、許諾は不要。ただし目的外使用は×。
- 作らない形で行えば（上映、朗読など）、「非営利・無料の上演等」（著作権法38条1項）が適用され、許諾は不要。ただしリライトは×。

●

● ●84

6.お話し会などのイベント

- 参考文献
児童書四者懇談会「お話し会・読み聞かせ団体による著作物の利用について」（2017年改訂版）
<http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>
- 児童書四者懇談会：日本児童出版美術家連盟、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本書籍出版協会児童書部会
- 権利者団体の立場からの読み聞かせと著作権との関係の解説と、許諾の取り方の説明を掲載。
- 一般的な著作権法の解釈よりも広く解釈しているところと逆のところが混在。取捨選択する必要あり。

● ●85

6.お話し会などのイベント

- ① 朗読
 - 営利を目的とせず、聴衆から料金(*)を取らない場合は許諾不要（著作権法38条1項）。
*会場費・人件費などの経費に充当する場合にも該当。ただ、「お話し会・読み聞かせ団体による著作物の利用について」では、無許諾で利用可とされている。
*お菓子代など、朗読の対価といえない経費の徴収はOK。
 - ただし、内容をわかりやすくするため表現を変える、朗読者に報酬を支払う場合は要許諾。

● ●86

6.お話し会などのイベント

- 著作権法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、**聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。**」

● ●87

6.お話し会などのイベント

- ② 絵本を見せること
 - そのまま見せる場合(*)、書画装置やプロジェクターを使って投影する場合(**)は許諾不要。
* そもそも著作権が働かないため。
** 「非営利・無料の上映」（著作権法38条1項）に該当のため。
 - 拡大した複製物を作成する場合は許諾が必要。
* 授業の一環として行う場合には許諾不要（著作権法35条が適用）

● ●88

6.お話し会などのイベント

- 著作権法第35条第1項（授業等での複製）
「**学校その他の教育機関**（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる、この限りでない。**」

● ●89

6.お話し会などのイベント

- ③ 伴奏への音楽の使用
 - 音楽CDをそのまま流す場合、非営利・無料であれば、許諾不要（著作権法38条1項）。
 - 音楽CDからあらかじめ編集した録音物を作成する場合であっても許諾不要。
* 「利用の過程における合理的な範囲内での著作物の利用」は著作権侵害に該当しない、とされているため。
* ただし、この「録音物」を他の目的で使うことはできない。

● ●90

6. お話し会などのイベント

- ④ ペーパーサート・エプロンシアター、触る絵本などの複製物の作成
- 許諾が必要（複製権が働くため）。
 - 授業の一環として行う場合は許諾不要（著作権法35条1項）。

● 91

7. 視覚障害者サービス

大きく分けて、次の3つがある。

- 1 点訳
- 2 音訳・拡大等
- 3 対面朗読

● 92

点訳

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

● 93

点訳

- 主体：誰でもよい
 - 対象となるもの：何でもよい
 - 変換方法：点字・点字データ
 - 提供対象者：誰でもよい（晴眼者でもOK）
 - 提供方法：譲渡、インターネット配信、メール送付
- ※録音・拡大等に比べ、かなり自由。

●

●

音訳・拡大等（その1）

- 行為主体
 - 点字図書館、公共図書館など：37条3項 *「など」の範囲が広がりました。
 - 視覚障害者等本人（+個人的なボランティア）：30条1項
 - その他：適用条文なし
- * 参考：点訳の場合 37条1・2項（誰がやっても適用あり）

● 95

音訳・拡大等（その1）

著作権法第37条第3項

視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者…の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式…により公衆に提供され、又は提示されているもの…について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

●

● 96

音訳・拡大等（その1）

ボランティア団体の扱いは？

「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」

⇒著作権法施行令第2条に規定あり。平成30年改正により、要件を満たしたボランティア団体も含まれるようになった。

● 97

音訳・拡大等（その1）

著作権法施行令第2条第1項第2号

- 二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。）で次に掲げる要件を満たすもの
- イ 視覚障害者等のための複製又は公衆送信（放送又は有線放送を除く。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎を有していること。
- ロ 視覚障害者等のための複製又は公衆送信を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていること。
- ハ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること（当該名簿を作成している第三者を通じて情報を提供する場合には、当該名簿を確認していること）。
- ニ 法人の名称並びに代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。）の氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める事項について、文部科学省令で定めるところにより、公表していること。

●

●

音訳・拡大等（その1）

【具体的な要件】

「視覚障害者等のための複製・公衆送信が認められる者について」文化庁ウェブサイト

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html>

技術的能力：適切に製作できる人材・機器等

経理的基礎：安定的・継続的に活動できる財産・収入等
法に関する知識：文化庁の著作権セミナーや各種講習会、障害者団体が行う研修会等を通じて著作権法に関する基礎的な知識を習得している者。司書等の有資格者も。

名簿：登録者のみに提供を想定。第三者を通じている場合は名簿の存在を確認しているだけでよく、NDLやサビエ図書館への提供の場合は確認不要。

●

●

音訳・拡大等（その1）

【具体的な要件】

団体の名称等を掲載すべきウェブサイト（平成30年12月28日文化庁告示第115号）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_10.pdf

「著作権法施行令第2条第1項第2号の視覚障害者等のための複製・公衆送信が認められる者の一覧」（教育利用に関する著作権協議会ウェブサイト）

<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/dai2jyo/>

*なぜか「協議会」ウェブサイトからは辿れなくなっています…。

●

●

音訳・拡大等（その2）

■対象となる著作物

「視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）」

⇒墨字、写真、絵画、映像など

音楽、音声等は×（読み上げをダビングは○）

●

● 101

音訳・拡大等（その2）

■対象となる著作物

●ただし…

「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。」

●

● 102

音訳・拡大等（その2）

- 対象となる著作物
すなわち…
- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- * 視覚障害者等の方々がそのまま使えるような形態で出版（バリアフリー出版）され、視覚障害者等の方々が入手できるのであれば、そちらを使うようにすべきという観点から設けられた制約条件

● 103

音訳・拡大等（その2）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- どうやって判断するか？
→ガイドライン第9項に、判断方法と確認手段が示されている。
- 1. 同じ形式のものがあっても製作してよいもの
- ① 当該視覚著作物の一部分を提供するもの
- ② 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの

● 104

音訳・拡大等（その2）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- いわゆる「オーディオCD」として市販されている録音物が念頭
- ✓ 読み手の俳優さんなどの解釈のもとで朗読されていることや、収録範囲が作品の一部に留まっていたりすることが多い。
- ✓ 一方、視覚障害者等のための録音図書は、あくまで、活字の本を音声により忠実に再現する形で製作されるもの。

● 105

音訳・拡大等（その2）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- どうやって判断するか？
- ③ 利用者の要求がDAISY形式の場合、それ以外の方式によるもの
- ✓ たとえCDやカセットテープの形式で販売などされていたとしても、DAISY形式のものを製作できることとしたもの。

● 106

音訳・拡大等（その2）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- どうやって判断するか？
- ④ インターネットのみでの販売などで、視覚障害者が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）

● 107

音訳・拡大等（その2）

- ✓ 同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。
- すなわち…
- インターネットからのダウンロードは、現時点では視覚障害者等にとってアクセスしにくいものがほとんどであることを踏まえたもの。
- ✓ インターネットのみでの販売によるものについては、法第37条第3項ただし書には該当しない、すなわち、製作対象とすることができる。
- × 図書館がダウンロードして利用者に貸し出すことが認められる形で流通しているもの。

● 108

音訳・拡大等（その2）

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

2. 確認の手順（ガイドライン第9項(2)）

- ✓ガイドライン別表3に掲げる録音図書等の出版社のホームページに掲げる製作情報等を参照。
- ✓その結果、同じ視覚著作物がオーディオやDAISY、大活字資料、テキストデータとして販売（予定）になれば、製作してよい、ということに。

● 109

音訳・拡大等（その2）

✓同じ複製の形式のものが販売などされていないこと。

2. 確認の手順（ガイドライン第9項(2)）

- ✓「販売予定」で会っても、予定日が1カ月以内までの場合だけを、37条3項ただし書に該当することに。
- ✓製作開始後に製作情報が掲示された場合
 - 1) そのまま製作を続け、利用者への貸出しや提供を行える。
 - 2) ただ、ネット配信については、販売開始時点でサーバーからの削除が必要

● 110

音訳・拡大等（その3）

■何ができるか

「複製し、又は公衆送信を行うことができる。」

「複製」→「その4」で説明。

「公衆送信」→H30改正以前は「自動公衆送信（送信可能化を含む。）」だった。

∴改正前：「複製」、ネット配信のみ

改正後：「複製」、ネット配信に加え、電子メールによる送信

● 111

音訳・拡大等（その4）

■変換方式

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」では、次のとおり定める。

（図書館が行う複製（等）の種類）

6 著作権法第37条第3項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジタイズ、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

● 112

音訳・拡大等（その5）

■サービス対象者

「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」

→旧37条3項に、「肢体不自由等により書籍を持ってない者」を追加（マラケシュ条約の国内対応のため）

ただし、ガイドライン上は改正前から含まれていたもので、実質的には変化なし。

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.html>

●

音訳・拡大等（その5）

■サービス対象者

ガイドライン第4項・別表1に規定。

（資料を利用できる者）

4 著作権法第37条第3項により複製された資料（以下「視覚障害者等用資料」という。）を利用できる「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」とは、別表1に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。

【「別表1」に例示する状態】

視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害

●

音訳・拡大等（その5）

■サービス対象者

ただ、登録が必要（ガイドライン第5項）。

5 前項に該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。

音訳・拡大等（まとめ）

- 主体：点字図書館、公共図書館、大学図書館、国立国会図書館、障害者福祉施設など（ボランティア団体は条件次第）
- 対象となるもの：文章、写真、絵画、映像など（音声・音楽は×）同じ変換形式のものが市販されている場合も×
- サービス対象者：「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害」であって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者

音訳・拡大等（まとめ）

- 何ができるか：複製、ネット配信、メール送信
- 変換方法：録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジタイズ、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

対面朗読

- 朗読者に朗読の報酬を支払わない場合
⇒ 38条1項を適用可。
- 朗読者に朗読の報酬を支払う場合
⇒ 適用できる規定なし

対面朗読

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

対面朗読

（参考）「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドラインー図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料制作者との関係」（日本図書館協会、2005年4月）
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/guideline0504.html>

⇒対面朗読は、本来図書館が自ら行うべき。職員が音訳を行う場合は問題ないが、外部の対面朗読者に依頼する場合は、図書館が行うべき事業を代行してもらうのであるから、それ相応の賃金なり謝金を支払う必要がある。

⇒著作権法38条1項ただし書との関係については、朗読だけでなく、読みの調査等の対価も入っているとの見解が取られている模様。

注：著作権侵害の本の扱い

■ 剽窃や盗作が判明した書籍や雑誌などについて、回収要請があった場合、どのようにすればよいか。

→著作権法上は、盗作等と知った上で貸出しや複写物の提供をすると「みなし侵害」に該当することとされています（第113条第1項第2号）。

逆に言えば、閲覧までは規制されておらず、まして回収に応じる必要はありません。

【参考】

「出版者から回収・差替えの要求があったとき」（「こんなとき、どうする？」）（日本図書館協会図書館の自由委員会）

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/660/Default.aspx>

● 121

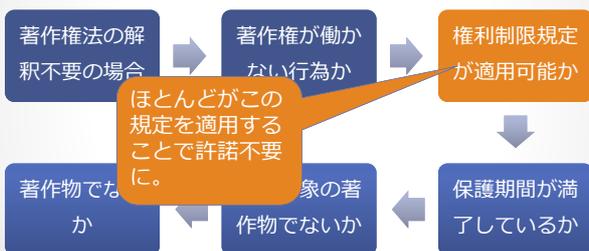
権利制限規定が適用できないときは？

...

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)
図書館サービスと著作権

● 122

許諾が必要かの確認フロー



● 123

許諾が必要かの確認フロー



● 124

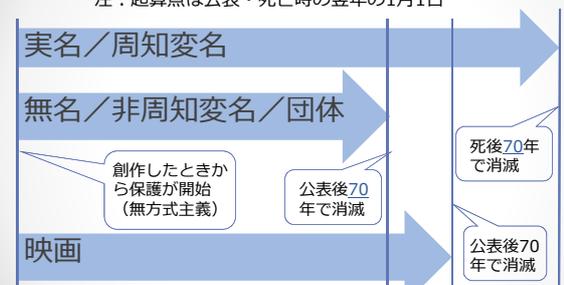
許諾が必要かの確認フロー



● 125

著作権の保護期間

注：起算点は公表・死亡時の翌年の1月1日



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。

● 126

著作権の保護期間

(1) 著作物等の保護期間の延長

| 種類 | 現行法 | 改正案 |
|------|-------------|-------------|
| 著作物 | 原則 | 著作者の死後50年 |
| | 無名・変名 | 公表後50年 |
| | 団体名義 | 公表後50年 |
| 映画 | 公表後70年(※) | 公表後70年(※) |
| | 実演が行われた後50年 | 実演が行われた後70年 |
| レコード | レコードの発行後50年 | レコードの発行後70年 |

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

文化庁作成の概要資料から抜粋
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokkaisai/kantaiheiy_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf

著作権の保護期間

保護期間満了の分かれ目

- 公表年（無名・変名・団体名義）または死亡年（それ以外）が…

-1967：保護期間満了

1968-：著作権保護継続中

* 戦時加算の対象となるものは、その年数だけ遡ることになります。

* 次に保護期間満了のものが出てくるのは、2039年1月1日になります。

著作権の保護期間

- 活用例：青空文庫 <http://www.aozora.gr.jp>
著作権が消滅した文学作品を中心にテキスト化を行い、無料でネットで公開するサイト。

(例) 太宰治 (1909-1948) の作品

吉川英治 (1892-1962) の作品

- * 江戸川乱歩 (1894-1965)、谷崎潤一郎 (1886-1965)、などが、2016年12月31日で保護期間満了。2017年12月31日には、山本周五郎 (1903-1967) の保護期間が満了に。

- * 子母沢寛、村岡花子、三島由紀夫などの作品は、もうすぐ切れかけだったのが、20年延長。

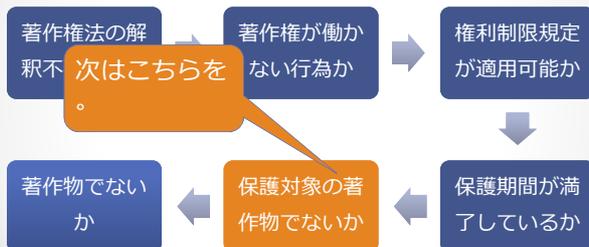
著作権の保護期間

活用例 (2)：国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>

- 国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化したものをご利用いただくためのデータベース
- 全体約260万点のうち、約50万点をインターネット公開。その一部分がパブリック・ドメインのもの。

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/index.html#situation>

許諾が必要かの確認フロー



131

著作権で保護されない著作物

1. 公的機関作成の著作物の一部

憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）

2. 特定の国の著作物の場合

国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）

132

許諾が必要かの確認フロー



● 133

著作物でないもの

① 思想又は感情を表現していないもの

客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。

② 創作的でないもの

（例）5W1Hしか書いていないような記事
複製・翻刻
複製画・複製写真
時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）
題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

● 134

著作物でないもの(続)

② 創作的でないもの(続)

（例）あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にただけのもの

※ 新聞の見出しの利用をめぐる争われた裁判において、ほとんどの新聞の見出しは著作物に当てはまらない（ありふれた表現のため）とした判決あり（知財高裁平成17年10月6日判決「ヨミウリ・オンライン事件控訴審判決」）。

③ 表現されていないもの

アイデア、着想など。

④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

工業製品、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ、型紙等

● 135

許諾が必要なときはどうする？

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)
図書館サービスと著作権

● 136

許諾が必要な場合は…

1 許諾を得る

- ✓ 許諾を取ってしまえば、その範囲内で自由に使うことができます（著作権法第63条第2項）
- ✓ 日本音楽著作権協会などの著作権等管理事業者から包括的に許諾を得る方法もあります。（文献複製の分野ですと日本複製権センター、学術著作権協会、JCOPYがあります）
- ✓ 絵本の読み聞かせ等の場合、「お話し会・読み聞かせ団体による著作物の利用について」に処理手順が記されています。

● 137

許諾が必要な場合は…

2 著作権者不明の場合の裁定手続を行う

■ 必要なもの

- (i) 申請書
- (ii) 著作権者と連絡が取れないことを説明した資料（ここまで探したのに…ということが分かる資料。文化庁著作権課の担当者からの指示に従う）
- (iii) 手数料（1件につき13,000円。公的機関は免除）
 - 所要期間：2ヵ月程度（事前相談等に必要な期間を除く）
 - 詳細は「著作権者不明等の場合の裁定制度」のページhttp://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/c_hosakukensha_fumei/（文化庁HP内）を参照。

● 138

許諾が必要な場合は…

2 著作権者不明の場合の裁定手続を行う

■ 最近の手續簡素化の流れ

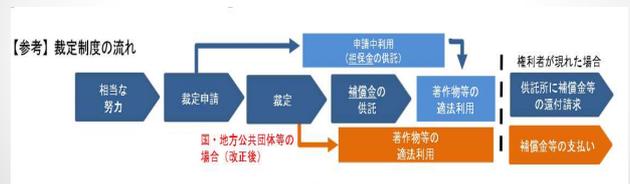
- 平成26年には、「相当な努力」の内容のさらなる簡素化が図られ、権利者探索のために行う調査の方法のうちの一部が不要となり、同一著作物の追加的利用については補償金の追加供託をすればよいようになる等の改善が行われた。
- 平成28年には、更なる簡素化が行われ、過去に裁定を受けたものについては、文化庁の裁定実績データベースの情報の閲覧をすれば、あとは著作権情報センターへの広告掲載のみでOKとなった。
- また平成30年4月には、手数料額を6,900円に引き下げ。
- さらに、今回の改正で、国や地方公共団体、独立行政法人等については補償金の供託が不要となった。

● 139

許諾が必要な場合は…

2 著作権者不明の場合の裁定手続を行う

■ 最近の手續簡素化の流れ



文化庁「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」から抜粋
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf

● 140

関連サイトなどのご紹介

2019年度 JLA中堅職員ステップアップ研修 (1)
 図書館サービスと著作権

● 141

Q&Aサイト

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/index.asp>
- 大学図書館における著作権問題Q&A（第9版）
<https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>
- 著作権Q&A（著作権情報センターHP）
<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

● 142

Q&Aサイト

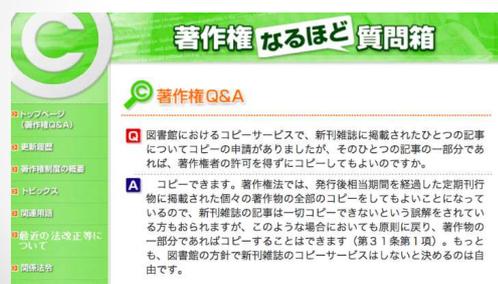
- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）



● 143

Q&Aサイト

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）



● 144

解説ページなど

- 著作権パンフレット（著作権情報センターHP）
<http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html>
- 著作権テキスト 2019年度版（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/r13_92388_01.pdf
- 「インフォプロのための著作権入門」『情報の科学と技術』2016年1-12月号（J-Stageでフリーアクセス）
<https://www.istage.jst.go.jp/result/-char/ja/2rdjournal=ikg&item1=2&word1=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%97%E3%83%AD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%85%A5%E9%96%80&cond1=2&item2=8&word2=%E5%8D%97%E4%BA%AE%E4%B8%80&cond2=2&translate=0&searchlocale=ja&fromid=AF145010>

● 145

情報源

- 著作権（文化庁HP）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
- 公益社団法人著作権情報センターHP
<http://www.cric.or.jp/>
- カレントアウェアネス・ポータル（国立国会図書館HP）
<http://current.ndl.go.jp/>

● 146

情報源

- 加戸守行 著. 著作権法逐条講義. 6訂新版. 著作権情報センター, 2013.8. 1070p ; ISBN 978-4-88526-073-5 :
- 小倉秀夫, 金井重彦 編著. 著作権法コンメンタル. レクシスネクシス・ジャパン, 2013.5. 1777p ; ISBN 978-4-902625-69-1 :
- 半田正夫, 松田政行 編. 著作権法コンメンタル. 第2版. 勁草書房, 2015.12. (3分冊)
- 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会 編. 著作権関係法令実務提要. 第一法規出版, 1980.8- 冊 (加除式) ;

● 147

2018年の法改正についての情報源

- 日本図書館協会著作権委員会「著作権法の改正とマラケシュ条約の締結」（2018年11月6日）
http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/Marrakesh%20Treaty_Flyer_20181106.pdf
- 「著作権の保護期間の延長について」（日本図書館協会著作権委員会のページ）
<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/793/Default.aspx>
- 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/